

今田先坑の二級屋敷ニ先租也シ級屋敷所屬
一坑丈數七百三十石ト判限額少也トシカ以テ級
屋敷所屬坑丈七石トシテ名解屋敷スルコトイハ
リ知ルニ級屋敷所屬坑丈ニシテ他坑ニ割
セシモノニ百石又他坑ニ割スルモノ退坑屬ヲ十
石トシテ五百五十石トシテ以テ是等坑丈ヲ解屋
敷者トシテ更ニ解屋敷ノ必要トシテ從テ現在未從
業者ヲ生カスル上ノ實トナシテ狀惣ニ在リ

藏又鹽業所ニテハ鹽天林助規則ヲ制
定シ鑛務署ノ認可ヲ受テ施行中ナルカ
該規則ニ依リテハ坑ノ都合ニ依リテ業者
体縮ノ場合ニハ解屋敷者ニ對シテ歸郷旅費
ヲ支給スルコトトシテ歸郷旅費ニ對シテ

体縮等ノ名義ニテハ解屋敷也ハ解屋敷者ニ對シ
歸郷旅費ヲ給セザルベカラザルコト以テ先坑ハ今
田ノ如キ場合ニ於テハ解屋敷ト稱セズシテ自由坑
部ヲ取ル可シト告知シ自由坑
任意退坑ヲナスノ
余儀ナキ上置テ取リツク

十
福
田
長
吉